

子どもが使える
サービスは？



計画が必要なの？

将来



障害福祉サービス 利用の手引き

(概要版)

働きたい！
一人で暮らしたい！



相談したいことが
ある…



詳しくは、ひまわり館・障がい福祉課へ

近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会

障がい児支援促進部会

サービスのあれこれ

「サービス等利用計画」が必要なものと必要ないものがあります

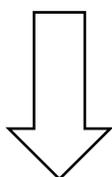
障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づき行われます。自宅にヘルパーが来てくれるものや施設に通って利用するものなど様々です。



子どものサービスは何があるの？

- 就学前の子が、保育園や幼稚園のように通うことができるサービス
- 小学生から高校生まで、放課後や夏休みに通って、勉強や余暇の時間を過ごすサービス
- 重度の障害で通所することができない場合に、自宅でも支援が受けられるサービス

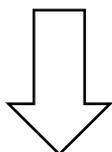
※放課後等デイサービスや児童発達支援事業所などが該当します。
詳しくは、「はーとふるガイドブック」P4をご確認ください。



子どもも大人も使えるサービスは何があるの？

- ヘルパーが自宅に来て手伝ってくれるサービス
 - ・家事や掃除を一緒に手伝ってくれます。
 - ・病院や買い物に付き添ってくれます。
 - ・入浴を手伝ってくれます。
 - ・外出するための支援をしてくれます。

※居宅介護や移動支援事業などが該当します。
詳しくは、「はーとふるガイドブック」P4、P5をご確認ください。



18歳以上の大人が使えるサービスは何があるの？

- 日中を過ごす場所を提供するサービス
 - ・働く場所、働くための準備をするための場所です。
- 暮らしの場を提供するサービス
 - ・短い期間だけ集団で過ごす場所、長い期間を集団で過ごす場所です。
- 昼間の活動を支援するサービス
 - ・生活を送る上で必要となる介護を受けられます。

※就労継続支援 A・B、グループホームなどが該当します。
詳しくは、市障がい福祉課までご確認ください。

※サービス等利用計画とは？

希望する生活はどんな生活か、誰がどんな方法で支えていくのかをサービス事業者等と話し合い、作成した内容が利用計画です。計画相談事業所が作成するため、契約が必要です。

どうしたらサービスが使えるの？

保護者・本人

1. ひまわり館 2階 障がい福祉課に相談・申請します。

見直し・更新

保護者・
本人・相談員

8. モニタリング

一定期間ごとに相談員がサービスの利用状況を確認し計画を見直します。

保護者・
本人

7. サービス利用開始

実際にサービス利用する事業所と契約し、サービス利用を開始します。

保護者・
本人・相談員

6. サービス等利用計画の作成

サービス提供事業者と調整後、希望するサービスの計画を作成します。

市

5. 支給決定

福祉サービスの利用が決定し、受給者証が自宅に届きます。

市

2. 調査

身体状況・生活状況について、市の調査員が本人や家族に聞き取ります。

3. 障害支援区分の認定

調査結果と医師意見書を審査会にかけ、障害支援区分(区分1～6)を決定します。

* 18歳未満は2のみです。
* 大人でも2のみのことがあります。

保護者・
本人・相談員

4. サービス等利用計画案の作成
本人が相談支援専門員を選び、必要なサービスの計画(サービス等利用計画)案を一緒に作ります。

セルフプラン

自分で計画を作ることもできます。



サービスの利用にはいくらかかるの？

- ・利用された人の負担割合は原則1割です。残りは市が負担します。
- ・所得によって上限額（月額）が決まっています。

【所得を判断する世帯の範囲】

- 18歳以上の障がい者は、障がい者本人とその配偶者。
- 障がい児は、保護者の属する住民基本台帳での世帯。

障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1	市町村民税課税世帯の人（所得割16万円未満） ★入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円

障がい児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円	
一般1	市町村民税課税世帯の人 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円	

【お問合せ窓口】

市障がい福祉課（総合福祉センターひまわり館2階）

TEL：0748-31-3711 FAX：0748-31-3738

8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）